

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第82回）議事録

1 日時 令和7年7月4日（金）15:30～15:59

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、浅川 秀之、  
石井 夏生利、江崎 浩、藤井 威生（以上6名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

井上 淳（事業政策課長）、岸 洋佑（事業政策課 調査官）、  
平松 寛代（基盤整備促進課長）、  
駒崎 弘（基盤整備促進課 企画官）

（3）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」に  
ついて 【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

## 開 会

○岡田部会長　ただいまから、情報通信審議会第82回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現在、委員8名中6名が出席し、定足数を満たしております。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただいております。

初めに、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○金子総合通信管理室長　それでは、先般の人事異動におきまして、新たに着任いたしました本会議に出席している幹部職員を御紹介させていただきます。本日は審議時間も非常に限られていることから、誠に申し訳ございませんが、事務局からまとめた御案内とさせていただきます。幹部職員からの挨拶はございませんが御了承ください。

まず、総合通信基盤局の総務課におきましては、飯倉総務課長、続きまして、電気通信事業部においては、吉田電気通信事業部長、井上事業政策課長、平松基盤整備促進課長、岸事業政策課調査官となります。

以上でございます。

○岡田部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問案件1件でございます。

### (1) 諮問案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

○岡田部会長　諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定によって当部会に付託されたものです。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○岸事業政策課調査官　資料82-1-1が本日付で諮問させていただいた諮問書でござ

ざいます。内容につきましては、お手元の資料 8 2 - 1 - 2 を使って御説明差し上げたいと思います。

1 ページ目を御覧いただければと思います。諮問の理由でございます。

平成 1 3 年の法改正で基礎的電気通信役務、いわゆるユニバーサルサービス制度が創設されまして、平成 1 9 年から交付金制度の運用が開始されています。その後、社会経済情勢、技術革新など、様々な環境変化を踏まえて、適時適切にこの制度の見直しをこれまでも行ってきておりまして、今回もその一環としての見直しを行ったところが一つの大きな背景になります。

その前提といたしまして、今年の 2 月、この審議会から答申を頂戴した内容があり、モバイル網の活用といった環境の変化を踏まえまして、モバイル網を活用した電話、ブロードバンドに係るサービス、こちらを新たにユニバーサルサービスに位置づけること、それから、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務という新たな仕組みを導入することが適当という答申を頂戴いたしました。

こちらを踏まえ、総務省で法改正を立案いたしまして、今年の 5 月に公布されたところでございます。すなわち、この最終保障提供責務の導入、ユニバーサルサービス交付金制度の見直し、それに伴う利用者保護規律の導入といった内容の法改正でございました。

こちらの法改正は基本的には 2 年後に向かって施行の準備を進めていくことになりまして、段階的に制度を整備していきたいと考えてございます。この制度整備の大きな方向性につきまして、今回諮問させていただいて、御議論いただければありがたいと考えてございます。

あわせて、このユニバーサルサービス制度は今でも動いている仕組みであり、現行制度で電話のユニバーサルサービス、ブロードバンドのユニバーサルサービスという仕組みがあるわけですが、こちらの現下の状況を踏まえた見直しといったことも併せて諮問させていただいております。詳細は後ほど御説明いたします。

2 ページ目を御覧いただければと思いますが、答申を希望する事項を項目ベース、それから時期につきましても記載していますが、詳細につきましては、9 ページ以降で御説明したいと思います。

今回の法改正の内容を少し御紹介いたします。1 つ目の大きな柱ですが、最終保障電気通信事業者という概念を新たに立て、これに関する規定の整備を行っています。

複数の電気通信事業者によってユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するために、NTT だけに課されていた電話のあまねく提供責務を見直し、電話とブロードバンド共に、提供者がいない地域に限って責務を負う最終保障提供責務という概念を導入しています。

②ですが、その担い手として、申請に基づいて総務大臣が指定した適格電気通信事業者がいる地域はその事業者に担っていただく、そういう事業者がいない地域、最後の最後は NTT 東西という仕組みにしています。

③です。こういった責務の円滑な履行に資するための手続といたしまして、どこで誰が基礎的電気通信役務を提供しているのかという台帳を整備するという。それから、国民からここでサービスを受けたいと求めがあった場所に、サービスを提供している人がいるかどうかの確認をする手続を法律上整備しています。

④ですが、こうしたユニバーサルサービスの円滑な提供のために、近隣の電気通信事業者は、最終保障提供責務を担う事業者に対して、局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならないということも法律上を義務づけているところです。

2つ目の大きな柱といたしまして、これを財政面から支援する交付金制度に関する規定の整備です。最終保障電気通信役務の提供に対して、ユニバーサルサービス交付金により必要な支援を行うという仕組みにしています。これに伴い、現在、専らNTTがあまねく提供責務を果たすこととされている電話についても、複数の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受け、そこで責任を持って提供する仕組みに変えるという規定の整備も併せて行っています。

大きな3番目の柱は利用者保護でございます。電気通信事業者の撤退によりまして、利用者の不測の事態を回避して、利用者の利益を保護するという観点から、このユニバーサルサービス一般に関しまして、この業務区域を減少等する場合は、利用者への事前周知の義務を課しています。1年以上前と法律上規定しています。

2つ目、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保するために、地方における都市部より高い料金設定を原則禁止、すなわち、法律上、地方格差をもたらすような料金設定を禁止する規律を新たに導入しているところです。

今の内容を簡単に図示していきまして、黒字の部分は今ある制度と御理解いただければと思います。そこに、2年かけてこの赤字の部分を、今回法改正をして導入していくことになります。

したがって、今回の諮問との関係を端的に申し上げれば、この赤字の部分の基本的な考え方、制度設計の方向性を御議論いただくのが1つ目の大きな諮問の内容でして、加えまして、左側の電話の黒字の部分につきまして、2年後に大きく制度が変わるまでの間にも検討しなければならないことを併せて御議論いただきたいですし、右側のブロードバンドのユニバーサルサービスは、令和4年の法改正で導入していますけれども、こちらが3年後の見直しの時期に差しかかることを踏まえまして、この黒字の部分につきましても、併せて検討すべきことはないのかといったことにつきまして御議論いただくといった内容です。

検討が必要な事項につきまして、項目ベースでさらに御説明を差し上げたいと思います。11ページ目を御覧ください。

1つ目の2年後に向かって制度整備していく中身につきまして、この1枚でまとめており、(1)新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い、①から③につきまして、前回の情通信の答申におきまして、いずれもユニバーサルサービスとして位置づける、ある

いは、より内容を見直すべきだという答申をいただいています。

①ワイヤレス固定電話については、現在でもユニバーサルサービスに位置づけているところですが、この提供地域について、緩和の方向の答申をいただいております。具体的にどの程度の緩和がいいのかということをお議論いただくイメージです。

②と③につきましては、モバイル網の活用という状況変化を踏まえて新たにユニバーサルサービスに位置づけることが適当との答申をいただいているところですが、ユニバーサルサービスとして求められる品質とか水準というのはどのようなものであるべきか、特にこの③につきましては、地域限定が適当だという答申をいただいておりますが、これを踏まえまして、具体的にどのような線引きをしていくべきか、このような基本的な考え方を御議論いただければありがたいと思っています。

④につきましては、これらの新たに追加されるこのモバイル網をベースとしたユニバーサルサービスにつきまして、例えば交付金の交付要件との関係でどのように整理をしていくか、例えば自己設置が原則となっている要件につきまして、どの程度モバイル網を他社から提供を受けてということをお認めていくべきかどうかといったことについて御議論いただくことを想定しています。

(2)の最終保障提供責務の履行の在り方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、誰がどこで提供しているかというのを確認できる仕組みが適当だという御答申を踏まえまして、今回、台帳を整備することを法律上措置していますが、この具体化に向けて御議論いただきたいと思っております。例えばユニバーサルサービスとして、ある程度サービスメニューをグルーピングしていくときに、そのうちのいずれかがその場所で提供されていけばいいという仕組みにしているのですが、そのグルーピングの在り方でありますとか、例えば台帳の粒度みたいなのところについて、法律の適正な運用と、あとは過度に運用上負担にならないように、バランスをどこに見いだしていくべきかといった考え方について御議論いただければありがたく存じます。

手続についても、最終保障提供責務を開始する時にどのように手続を踏んでいくべきなのか、あるいは終わらせるときというの、特に③の利用者保護との関係で、どのように契約約款を規定していくべきか、このようなプロセスにつきましても御議論いただければと存じます。

近隣電気通信事業者の協力義務についてですが、こちらについても、法律上、大枠は措置しているわけですが、近隣というのはどこまでを設定したほうがいいのか、あるいは協力の内容は具体的にどこまで求められるようにすべきなのか、あるいは、「応じなければならない義務」と書いているわけですが、「例外的に正当な理由があればその限りではない」みたいに書いているわけですが、どこまでなら拒否できるのか、このような例外的な考え方につきましても併せて御議論いただければありがたいと存じます。

(3)の利用者保護規律の関係についてです。先ほど法改正の概要で申し上げましたと

おり、周知、あるいは総務大臣への届出に関しまして、都道府県未満の単位でもしっかり周知ができるようにといった御答申をいただいていると思いますが、その詳細につきまして、あるいは、都市部より高い料金設定を禁止するという御答申を踏まえて、実際運用していくに当たりまして、どのような考え方でこの制度を運用していくべきかと、例外的なものとしてどのようなものが考えられるのかといったことにつきましても御議論いただきたいと思っています。

(4) 交付金制度の在り方です。新たに最終保障提供責務というものが導入されることに伴って、これに対応した交付金の支援対象、算定方法、手続、このようなものにつきまして、基本的な考え方を整理いただきたいと考えています。電話の交付金制度、ブロードバンドの交付金制度も先ほどの赤字の部分のように少し変わってまいりますので、これに伴いまして、どのような制度としてアジャストさせていくべきかといったことを御議論いただきたいと存じます。

12 ページ目です。これは現行の仕組みであります電話のユニバーサルサービス制度とブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関しても、継続的に状況を踏まえた御検討をとという内容に対応してございます。

まず電話についてですが、「(1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法」と書いております。令和6年度第4四半期までにつきましては、一番上の今年の4月の答申にあるとおり、ここまで考え方を御答申いただいております。先ほどの法改正に伴うものは2年後なので、令和9年度ぐらいからの話になるのですが、この間の2年間の部分につきまして、算定方法の考え方を御議論いただいて、整理していただけるとありがたく存じます。

現行のユニバーサルサービスの範囲に災害時用公衆電話というのがメニューとしては加わっているわけですが、交付金の算定の中には含まれていないのが現状です。これは規模等々を勘案して現状そうなっているわけですが、災害時の公衆電話をめぐる状況が少しずつ変わってきていることも踏まえて、実際に補填の開始をするべきかどうか、開始するとした場合に、どのような算定方法であるべきかといったことも直近の課題として御議論いただければありがたく存じます。

3番のブロードバンドのユニバーサルサービス制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、制度に入ってから3年経過するのが来年の6月あたりということになりますので、その辺りでの状況を踏まえて、どのような見直しがあるのかなのかということとございます。1番の、2年後の施行に向けた制度設計とオーバーラップしてくる部分もあるかと思いますが、併せてお願いしたく存じます。

最後、スケジュールの御説明です。13 ページ目ですが、今申し上げたものを4つのフェーズに分けて答申をいただきたく存じまして、電気通信事業政策部会の部分を横に見ていただきたいのですが、本日、諮問させていただき、まず最初に、2年越しの最終保障提供責務の導入のうち、中間的に早く決めておいたほうが良いものというのが幾つかあると思っており、それにつきましては来年の1月頃に一部答申を頂戴できればありがた

く存じます。

次に、電話のユニバーサルサービス制度について、令和7年度以降の算定方法などの諮問をさせていただいていますが、その部分については、来年の春ぐらい、3月をめどに一部答申をいただきたく存じます。

3つ目が来年の秋ぐらいを想定しており、最終保障提供責務導入に向けて、これでいくべきという最終的な制度設計の全体像をお示しいただけるとありがたく存じます。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの3年ごとの見直しにつきましては、来年の6月ぐらいから、そのときの状況を踏まえて御議論いただければと思っております、これにつきましては一番最後、再来年の春ぐらいに一部答申をいただくようなイメージで御議論いただければと思っております。

私どもといたしましては、このように矢継ぎ早に、あまり時間もないと思いますが、専門的かつ集中的に様々な御議論をいただきたいと思っております、そのためには、ユニバーサルサービス制度の在り方について検討するために、この部会の下に設けられてございますユニバーサルサービス政策委員会において御議論いただくことを希望しているところです。

私からの諮問内容の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申出ください。よろしくお願いたします。

検討事項が非常に多くて、しかも割と小刻みに答申を出していくスケジュールの御説明がありましたので、かなりインテンシブな審議が必要かなという印象を受けました。

江崎委員、よろしくお願いたします。

○江崎委員　　電話に関する部分ではなくて、むしろブロードバンドに関しての議論の中で、私、集合住宅のサービスのところのお手伝いをしている中で、やはり総務省の中での統一的なというか、連携された情報共有があまりよくできていないので、課ごとにお話しされることが、同じテーブルというか、同じ状況になっていないということを産業界の方々から幾つか伺っています。

こういう作業するときに、しっかりと総務省全体としての整合性が取れた形での産業界との対話ができることを非常に意識するのが重要ではないかと思っております。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

かなり広範な論点、検討を進めていくこととなりますし、今後ブロードバンドに関してはいろいろ客観的な条件も変化していくことも想定されますので、そういう意味では、いろいろな部局横断的に情報共有をして、整合性がある形で議論が進められるようにという御提案だったと思っております。

今の御意見について事務局からレスポンスはありますでしょうか。

○岸事業政策課調査官

諮問に直接関わる部分もあると思いますが、総務省の日頃の政策形成の在り方についても御議論いただいたと受け止めてございます。

私自身は常日頃から関係する部署への共有とか、話をしに行くとか、日頃から心がけているつもりではありますが、確かに世の中の的に非常に大きな影響を与える、まさに基盤となるブロードバンドの政策でありますので、至らぬ部分が多々出てくるかと思えます。その都度、ここが足りていないのではないのかとか、ここと話をしたほうがいいのか、個別具体的に御指導いただければありがたく存じます。

○岡田部会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続いて、大橋先生、よろしくお願ひします。

○大橋部会長代理 今回、ぜひこの審議会ですっかり御議論いただければと思っておりますが、ユニバーサルサービスについては、第1号、第2号ということで、ブロードバンドまで範囲を広げてきて、今回は2年か3年見直しされるという中において、ユニバーサルサービスの中身についても、適宜、このままでいいのか、あるいは、さらに新しいサービスも含めて考えていくのか、そうしたことは常に検討していただくのが重要なこと、そういう趣旨で事務局はおっしゃったという認識でいますけれども、ぜひ、そういう意味でいうと、技術の進展、あるいは消費者の受容性と併せて、遅滞なくサービスの中身を検討していきながら、ユニバーサルサービスの制度及び中身をアップデートしていただくことが重要なことと思えます。

○岡田部会長 ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。

動向をにらみながらということになりますが、準備等々含めて難しいテーマではありますが、ぜひ今の御意見も御協議いただき、議事を進めていけるようにお力添えいただければと思います。

今の御意見に対して事務局から何かありますか。

○岸事業政策課調査官

ブロードバンドのところだけ3年ごとの見直しと例示的に申し上げましたが、3年たないと見直してはいけないわけでも当然ありませんので、電話につきましても、ブロードバンドにつきましても、そのときの状況を踏まえて、ユニバーサルサービスの範囲というのは不断に見直しておく必要があると思っております。

御意見を踏まえて御議論いただきたいと思いますし、事務局としても検討してまいりたいと思っております。

○岡田部会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。御意見ございますでしょうか。

特にこのほか御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、

ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議に当たり、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただくこととしたいと思います。いかがでしょうか。

御異議がある場合はチャット機能でお申出ください。

特に御異議ないと認めます。それでは、本件、御承認いただいたこととさせていただきます。

本件諮問については、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 閉 会

○岡田部会長 以上で本日の議題は終了をいたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長 特段ございません。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了いたします。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。本日もお忙しい中お集まりいただき大変ありがとうございました。以上で閉会といたします。